

# 介護保険だより

平成26年12月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 平成27年1月の介護給付費請求明細書等の受付期間について

平成27年1月提出の介護給付費明細書等の受付期間は、下記のとおりとなりますので、御協力をお願いいたします。

持参・郵送：1月5日（月）から1月 9日（金）まで  
伝 送：1月1日（木）から1月10日（土）まで

- ※ 郵送の場合は、1月9日（金）までに必着をお願いいたします。
- ※ 国保連合会の年末年始の休みは、平成26年12月27日（土）から平成27年1月4日（日）までとなりますので、御理解と御協力をお願いいたします。
- ※ 1月1日から4日までに送信したデータの送信結果は、1月6日に配信いたします。

## 審査支払関係帳票の提供予定日について

年末年始の審査支払関係帳票の提供予定日は下記のとおりです。

帳 票 名	提供予定日
介護保険審査決定増減表 介護保険審査増減単位数通知書 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表	伝送：平成26年12月26日（金） 郵送：平成27年 1月 6日（火）
介護給付費等支払決定額通知書 介護給付費等支払決定額内訳書 介護給付費過誤決定通知書 介護給付費再審査決定通知書 処遇改善加算総額のお知らせ	伝送：平成27年 1月 6日（火） 郵送：平成27年 1月 8日（木）

## 介護給付費の電子請求化（伝送又は磁気媒体）のお願い

国保連合会への介護給付費の請求方法は、請求省令（\*1）の第2条で、電子請求（伝送又は磁気媒体）と規定されています。一方、同省令附則第2条の経過措置により、特例として紙による請求も認められています。そのため、本会で受け付ける介護給付費の請求のうち、毎月約4,000件が紙による請求となっています。しかし、紙による請求は電子請求と比較して記入漏れ、計算ミス等による返戻が多く発生しております。

つきましては、現在、紙で請求されている事業所におかれましては、入力漏れや計算ミス等を防ぎ、事務負担を軽減させるメリットがある電子請求への移行に、御理解と御協力をお願いいたします。

また、平成30年度には、一定の条件を満たす事業所以外は原則電子請求が義務化されます。（\*2）

なお、電子請求の情報は、厚生労働省で示すインタフェースに基づく情報（CSV情報）で提出する必要がありますので、当該情報を作成するためのソフトが必要です。

### 《電子請求に必要なもの》

#### 1 請求情報を作成するためのソフト

国民健康保険中央会をはじめとしたベンダー（ソフト販売元）があります。値段や機能はさまざまですので、事業所の状況に合わせてお選びください。

#### 2 通信回線

介護給付費の請求に使用する通信回線はインターネット回線またはISDN回線です。

なお、伝送代行業者（事業所に代わって国保連合会に請求情報を伝送するサービスを行う業者のことです）に委託をする方法もあります。

#### 3 媒体（FD、CD-R等）

電子請求で、通信回線を使用しない場合は、ソフトで作成した請求情報を媒体に保存し、提出する方法があります。

（\*1）「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」

（平成12年3月7日厚生省令第20号）

（\*2）「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」（平成26年度厚生労働省令第98号）

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護審査係）  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 市町村会館2階  
**TEL 027-290-1319（直通）** FAX 027-255-5077  
ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>